

令和7年8月22日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 石田 まなみ

総務文教委員会報告書

令和7年第5回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

- ①中期財政見通しについて
- ②市民意見公募（パブリックコメント）の現状と課題について

2. 期日

- ①令和7年7月15日（火）
- ②令和7年8月1日（金）

3. 調査の目的

- ①中期財政見通しの策定プロセスにおける課題や改善点、さらに財政運営における今後の方向性について調査した。
- ②市民意見公募（パブリックコメント）の実施プロセスの現状と課題について調査した。

4. 調査結果

- ①中期財政見通しについて

中期財政見通しは、健全な財政運営と強固な財政基盤の確立に向けて策定しているもので、財政運営の健全性を確保し、まちづくり基本構想の実効性を確保するための指針とするとともに、本市の収入に見合う適正規模に応じた予算編成や予算執行の指針としている。現状分析に基づいた中長期的な財政収支を見通すことにより、健全な財政運営を継続していくために必要となる

歳出の削減や、基金、市債の計画的な活用に努めなければならないと考えている。

中期財政見通し策定の手順は、経常的な歳入歳出について、近年の決算額や予算額及び今後の動向など、推計時点での現状分析に基づき、科目ごとの推計の積み上げにより行っている。各所管部署からの今後5年の見通し等の聞き取りも行い、また政策的な経費については、まちづくり計画実施計画（以下「実施計画」という。）の調製過程において、各所管部署の今後の見通しも把握している。

策定にあたって、可能な限りデータの精緻化に努めている。データの精度に限界はあるものの、毎年度情勢の変化等を踏まえて見直し、制度変更等の変動要因についても可能な限り反映している。マクロ経済モデルによる推計や一律のパラメータ設定による推計は行っておらず、歳入歳出の科目ごとの積み上げにより行っている。また、プライマリーバランスの黒字化という目標は立てていない。

政策目標と見通しの数値の整合性については、まちづくり基本構想に掲げる市の将来像の実現に向け、その施策や各分野別計画の推進に向けての具体的な事業計画として、実施計画を調製し、その結果を中期財政見通しに反映している。

財政の硬直化は、経常的な歳入歳出の推計結果による政策的な経費に活用可能な財源の減少につながるため、限りある財源の中で、実施計画の調製を行う必要があると考えている。

歳入における国県補助金や起債の活用については、実施計画の立案に際し、各事務事業所管部署が、その財源の検討を行い、調製過程において、経営戦略課により確認、助言を行った上で、財政調整課において、最終的な財源調整等を行っている。

歳出における将来的なインフラ更新需要は、投資的経費として実施計画の調製結果により見込んでいる。災害対応といった臨時的な支出は、性質上、時期や金額の想定が困難なため見込んでおらず、このような突発的な支出には財政調整基金を取り崩すことを想定している。なお、福津市では、財政調整基金の適正規模の考え方を定めており、これを踏まえて中期財政見通しを策定している。

既存事業をゼロベースで見直す仕組みについては、予算編成にあたり、全事業にわたって事前の点検、評価を強化し、事務事業をゼロベースで見直し、より効果的で効率的な歳出転換（ワイズ・スペンディング）を図っている。

策定にあたっては、必要に応じ各部署へのヒアリングを行い、庁議で審議を行っているが、第三者のチェックは行っていない。策定結果に対する第三者チ

エックという意味では、不定期ではあるが、財務省福岡財務支局融資課による調査等がされている。基金問題については市としても評価出来ていない状況と考えるが、財政政策全般については外部識者を入れての検証は今のところ考えていない。財政的な観点や資金調達の観点から、例えば定期的に専門家を招致しての研修を受けることなどは考えていく必要があると考えているが、財政関係全般については内部的に人材育成に力を入れており、引き続き現在の体制のもとで知見を高めていきたいと考えている。

財政健全化策においては、第3次福津市行財政改革大綱に基づき、社会情勢の変化等に伴う見直しを適宜行い、計画的な改革の推進に取り組んでいる。

行政サービスの質を落とさずコスト削減するためには、社会経済情勢に合わせていくような形での事務事業の効率化・改善が必要であると考えている。

令和5年度策定の見通しにおける財源創出目標額に関しては、第3次福津市行財政改革大綱の推進ではその実施計画における効果額を積み上げたもの、財政健全化では毎年度2億円の財政調整基金への積立て原資の確保、ふるさと寄附金の推進では毎年度6億円のふるさと納税制度による寄附を目標とし、その合計額により算出している。この目標額の算出にあたっては、毎年度現状の正確な確認を行った上で、財源の見込みが過大にも過少にもならないようにしていく必要があると考えている。

中期財政見通しと実績の差異及びその原因については、例えば令和5年度策定の見通しにおいて、基金残高は令和6年3月31日時点での総額を約92億5,000万円としていたが、決算見込みでは、約103億7,000万円となっている。これは、中期財政見通しは、年度途中で作成するため、基金残高を見込む上での期首は、その年の9月補正予算時点が最新となることから、その後の財源調整により変動が生じるものと考えている。市債残高についても、基金残高同様に、年度途中の作成で、その後の起債充当事業の事業費の決算等により、変動が生じるものと考えている。

今後の見通しにおける資金調達については、まず基金総額を確保していく必要があると考えており、その上で、資金管理運用会議において、必要に応じて債券の現金化を検討していくこととしている。しかし、基金を取り崩すかどうかの前に、まずは限られた財源の範囲内で政策決定をするというのが基本的なスタンスである。

当初予算において、財政調整基金をはじめ、基金を繰り入れる編成となっているのが現状であり、基金総額を確保するためには、市債の活用が考えられる。市債はいわゆる赤字国債のようなものではなく、投資的な事業への活用が可能なものであり、基本的な考え方は世代間負担の公平性である。これらの点を踏まえて、これまでの残高の推移や今後の実質公債費比率の動きを見ながら活用

を図る必要がある。

令和５年度策定の中期財政見直しには基金における債券の現金化も含まれている。また、令和６年度から令和１０年度の７７億円の各基金の取崩し額の内訳は、財政調整基金が約１８億円、減債基金が約１億円、教育施設建設準備基金が約５億円、まちづくり基金が約８億円、ふるさとづくり基金が約３０億円、公共施設等総合管理基金が約１５億円となっている。

中期財政見直しについての庁内の情報共有等は、全職員が閲覧できる庁内ネットワーク上で配信しているが、全職員が閲覧しているかどうかは把握していない。また、作成プロセスの説明は行っていないが、毎年、当初予算編成にあたり、予算要求に際して事前の職員説明会を実施し、財政状況と今後の見通しの概要を説明している。

②市民意見公募（パブリックコメント）の現状と課題について

市民意見公募を出すまでの一連の流れと決定のプロセスは、各担当課が審議会等に諮って対象事案の案を作成し、人事秘書課にホームページへの掲載を依頼する。各担当課は案を庁議に諮り、機関決定後に議会の全員協議会に報告して意見を聞いた上で案を公表し、意見の募集を開始する。計画等によって異なるが、市民意見公募を行う前の段階で、市民を対象としたアンケート調査や、公募の市民を構成員とした審議会等での審議を行っており、対象事案の案を作成するプロセスにおいても市民の意見を聴取している。対象事案の内容が多岐に及んでいること等から、市民意見公募における数値目標の設定はそぐわないと考え、回答率の目標数値等は設定していない。

実施期間は福津市市民意見公募手続実施要綱第７条第２項で、対象事案の案の公表の日から起算して３０日以上を目安として、市民等の意見の提出期間を定めるものとしているため、３０日間の提出期間を設定している。意見公募の周知は、広報紙、ホームページ、ＳＮＳで行っている。意見の提出は、ホームページのオンラインフォームおよび市役所等一部の公共施設内に意見公募箱を設置して投函ができるようにしている。対象事案の案の閲覧はホームページ、意見公募箱を設置した公共施設の他、各郷づくり交流センターで実施している。大切なのは、より多くの市民に市政への興味関心を持ってもらうことであり、そのためには、広報紙やホームページ、ＳＮＳでの情報発信の充実に努めなければならないと考えている。また、計画等の作成の際は、各担当課においても、計画等の案や資料等について理解促進の工夫を行う必要があると考えている。

意見募集期間終了後、提出された意見に対して担当課で回答案を作り、審議会等で審議し、修正等の協議後、答申が出される。その答申を受けて最終的に庁議で機関決定し、議会の全員協議会で報告後、意見公募で提出された意見に

ついて反映の有無を記載したものを含め、ホームページで公表している。計画等に反映された割合や傾向分析、公表は行っていない。

平成 29 年度から令和 6 年度の市民意見公募の実績について、平成 29 年度の意見公募は健康福祉 21 計画等 5 事案で応募者数は 9 件、平成 30 年度は福津市まちづくり基本構想等 6 事案で応募者数は 55 件、令和元年度は地域公共交通網形成計画等 4 事案で応募者数は 275 件、令和 2 年度は第 2 期福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略等 4 事案で応募者数は 15 件、令和 3 年度は第 3 次福津市行財政改革大綱等 5 事案で応募者数は 137 件、令和 4 年度は第 2 次福津市都市計画マスタープラン等 4 事案で応募者数は 18 件、令和 5 年度は福津市空家等対策計画、福津市地域公共交通網形成計画等 5 事案で応募者数は 18 件、令和 6 年度は～デジタル田園都市国家構想の実現に向けた～第 3 期福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン等 3 事案で応募数は 15 件であった。

平成 29 年度から令和 6 年度の実績では、意見総数 542 件に対し、反映した意見の総数は 30 件で、反映率は全体で 5.5%になっている。周知不足や参加者の偏りの可能性については、広報紙及びホームページでの周知をしている点では、平等に偏りなく周知していると考えている。市民意見公募を実施する事案の内容は多岐に及んでおり、また、市民の市政への参加意欲や関心事は多様化していると考えするため、応募意見数は、対象事案の内容によってばらつきが出るものとする。より意見が提出しやすい環境づくりの方策としては、意見提出の手段として SNS が活用できるかなどの調査研究を考えている。

5. 委員会からの提言

①中期財政見通しについて

中期財政見通しの数値等の精度を高めるために、引き続き積み上げの基礎となるデータの精緻化に努めるとともに、財源創出目標額については実績との乖離がないように、現状の正確な確認を行った上で今後を見通す必要がある。

市民への説明責任の観点からは、基金残高や市債残高について、直近の決算額と今後 5 年間の見通しを併記すると、比較がしやすく、財政状況の経年変化も見えやすいと考える。また、令和 5 年度策定したものと今年度策定するものに数値の乖離がある場合は、その原因を記載することも市民が市の財政について理解しやすくなる手段の一つと考える。

策定にあたっては、市の職員のみで行っているため、第三者の意見を反映できる仕組みをつくるべきである。外部識者の知見を得ることにより、違った見解でより良いものも反映できると考える。特に資金調達については課題である

ため、有識者等を招致して、改善していく必要がある。また、第三者機関である行政評価委員会が毎年行っている施策評価の結果について、今後の実施計画への反映に結びつけるようなつながりを構築することが課題である。

庁内の情報共有については、策定した中期財政見通しを全職員が閲覧できる庁内ネットワーク上で配信しているが閲覧の有無の確認はしていないという点において、中期財政見通しに対する職員の意識や理解を徹底し、全職員が財政見通しを理解した上で予算編成事務を行う必要があると考える。

市長のビジョンとガバナンスが重要であり、職員が一丸となって、中期財政見通しを策定するべきである。

②市民意見公募（パブリックコメント）の現状と課題について

平成 29 年度から令和 6 年度の市民意見公募の実績は、手続きに付した計画 36 件のうち、市民等からの意見の応募が無かった計画は 3 件、応募件数が 1 ～ 5 件であった計画は 21 件になっている。この結果から、市は広報紙及びホームページでの周知をしている点では、平等に偏りなく周知しているとしているが、市民等に対して周知が徹底されていないのではないかと考える。

各郷づくり交流センターで素案の閲覧等を実施しているが、フクスタやふくとぴあ、図書館等の各公共施設や学校等に市民意見公募実施の案内を掲示する等、市民の目に触れる機会を増やし、郷づくり交流センターを含め意見公募箱の設置場所を増やすことも考えるべきではないか。また、子どもを含めた若年層や、福津市に通学、通勤している人等の福津市に関連している人の応募数を上げるような工夫を積極的にしていくべきで、例えば本市公共施設の中でこどもの居場所であるフクスタにおいても、案の閲覧と意見公募箱の設置は必要ではないだろうか。ここが市にとって最も改善が必要な点である。反映率が 5.5% と非常に低いことは、反映されないのであれば応募しても意味がないというような市民の参画意識の低下につながり、応募者数の増加につながりにくい。応募者の年代に偏りがあることが原因であれば、改善する工夫が必要である。

宗像市では、令和 7 年度と令和 8 年度の市民意見公募実施予定計画一覧が公表されている。現在本市ではこのような予定表はなく、市民意見公募を実施していく上で市民等の目に触れるのは約 30 日間しかない状態であり、これも応募数に影響していると考ええる。宗像市のように年度ごとに実施の予定を事前に知らせるということは、市民等からの応募数の増加につながる一つの方法と考えられるため、この公表方法を早急に検討し、応募者数の増加に繋げていくべきである。

市民意見公募の市民への説明責任と、その透明性を高めて開かれた市政を進

めていくということにおいて、実施結果をホームページで過去のものまで遡って確認できることは良い点だが、実施案件ごとの単独掲載になっている。年度ごとに実績の一覧表を作り、手続きに付された計画、担当課、応募期間、応募者数、有効意見数、意見反映件数等などの情報を掲載し、透明性を高める工夫をするべきである。

全ての市民意見公募は「福津市市民意見公募手続実施要綱」に沿って行われているが、公募の立案は各課に一任しており、平成 29 年度から令和 6 年度まで一次産業関係の意見公募は行われていない。一次産業に関する意見公募を行っている自治体もある中で、福津市では実施機関によって実施件数のばらつきが見受けられる。市民意見公募を行わなかった要因はあると思うが、明確なガイドラインは必要である。また、各審議会においても意見公募の決定及び結果の審議にばらつきがないようにするためのガイドラインが必要と考える。

市民意見公募手続きは、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、公正で開かれた市政の推進に資することを目的としていることから、市は、市民等への周知の徹底、年度ごとの実施予定一覧及び公募実績一覧の公表、応募意見数の向上、反映率の向上、結果報告の工夫、ガイドラインの設定などの協議検討を早急にすべきである。